富谷市障がい者計画
第５期障がい福祉計画
第１期障がい児福祉計画

平成３０年度～平成３２年度

概要版

平成29年度富谷市地域活動支援センター「風の心アート展」作品より

平成３０年３月
富　谷　市

目　次

１.計画の位置付け
２.計画の基本理念と方針
３.計画の重点方針①②
４.障がい者の状況
５.施策の展開
６.計画の策定体制
７.相談窓口

1 計画の位置付け

障がい者計画は、富谷市総合計画を基本に障がい福祉施策の基本的な事項を定める計画と位置付けられています。障がい福祉計画は、障がい福祉サービス全般の具体的実施計画となるものです。

富谷市障がい者計画・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画は、平成 28 年度から前期計画が開始された上位計画である富谷市総合計画やその他関連計画との整合性を図るとともに、国の第４次障害者基本計画や県の計画である第５期障害福祉計画、みやぎ障害者プランとの整合・連携を図りながら策定するものです。

2 計画の基本理念と方針

障がい者計画の基本理念

「 障がい者が住みなれた地域で
安心して暮らせるまちづくり 」

第５期障がい福祉計画の方針と事業体系

《 方　針 》

富谷市の障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等を目的とし、地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを支援していくものとします。なお、前述の目的を達成するためにより身近な相談支援体制を強化していき、サービス提供の安定化や計画的な支援体制を推進していくこととします。

《 事業体系 》

1　自立して共につながるまちづくり
2　楽しみや生きがいのある生活が送れるまちづくり
3　家族や地域で共に支えるまちづくり

第１期障がい児福祉計画の方針と事業の展開

《 方　針 》

障がい児の健やかな育成のための発達支援体制を整備するため、ライフステージに応じた適切な支援体制を構築することとします。また、障がい児の支援について部署間や専門機関との連携を図り、切れ目のない継続した支援を行うこととします。なお、サービスの提供にあたっては相談事業所との連携において必要な方へ適切なサービスを計画的に提供することとします。

《 事業の展開 》

1　自立支援給付事業・障がい児通所支援事業の推進
2　地域生活支援事業の推進

3 計画の重点方針 ①

ライフステージに応じた切れ目のない支援体制

発達障がい児や重症心身障がい児及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関との緊密な連携により、切れ目のない支援等が可能となるような取り組みを推進し、成長段階に応じた支援ネットワークの形成による体制整備を図ります。

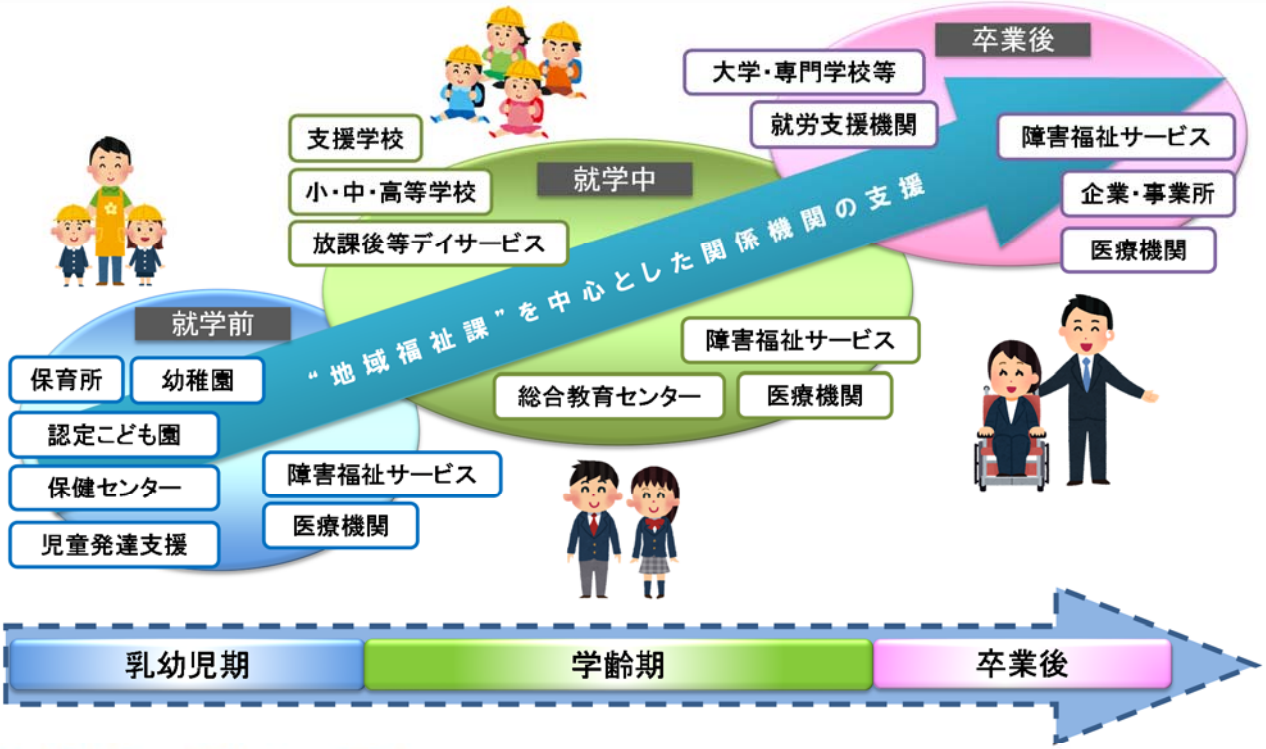

地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点とは、障がい者（児）の重度化・高齢化、介護・介助をしている親亡き後への備えとして、相談、体験の機会の場として、さらに、入所施設や病院等からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者（児）とその家族の緊急事態に対応を図るため、右記のような機能を持つ拠点をいいます。

本市では、平成 31 年度末までに、富谷市・黒川地域自立支援協議会において 1 か所整備を予定しています。

《 地域生活支援拠点の機能 》

①相談
②体験の機会・場
③緊急時の受け入れ
④専門性
⑤地域の体制づくり

相談体制の充実

本市は市制移行により、福祉事務所を設置しました。福祉事務所の設置により、かつては県が行っていた各種事務を市の事務として行うことになりました。

そのことにより、自治体としての権限が強化され、障害児福祉手当に関する事務、特別障害者手当に関する事務等については迅速な対応ができるなど、よりきめ細かな住民生活へのサポートと行政サービスが提供できるようになりました。

また、障がい者相談支援体制の充実を図るため、相談支援専門員等による相談支援窓口を開設することにより、ライフステージに対応した切れ目のない支援や、障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

3 計画の重点方針 ②

富谷市における障がい者に対応した地域包括ケアシステム

富谷市における地域包括ケアシステムとは、障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）等、地域全体で助け合いを包括的に行う体制です。地域において障がい者が生活支援サービス等を切れ目なく利用することができ、安心して自立生活を送れるよう、地域共生社会の実現に向け、全体方針として地域包括ケアシステムを推進します。

4 障がい者の状況

障害者手帳の交付状況

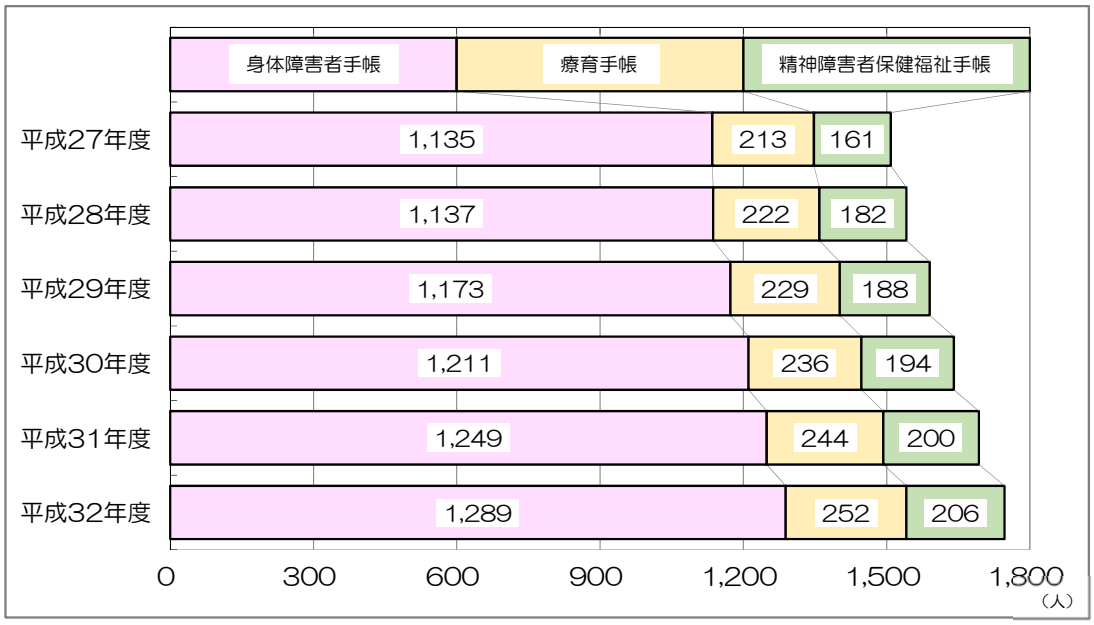

障害者手帳の交付の状況は増加傾向で、平成 32 年度には、1,747 人になる見込みです。

障がい児の在籍状況

市内の学校等に在籍の障がい児は、保育所・幼稚園は 11 人、小学校は 49 人、中学校は 29 人となっています。

	保育所 幼稚園	小学校	中学校
障がい児数	11 人	49 人	29 人
割　合	2.23%	1.18%	1.37%

（平成 29 年３月末現在）

社会活動に参加するために必要なこと（調査結果より）

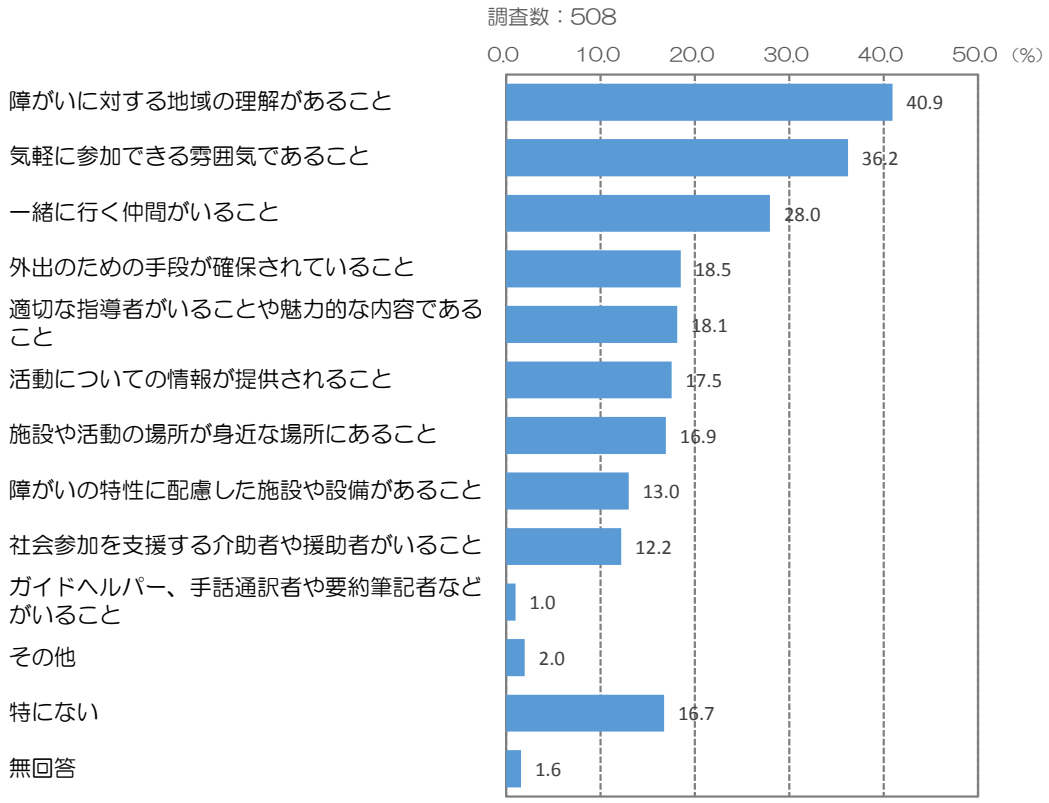

社会活動に参加するために必要なことは、
1 位「障がいに対する地域の理解」
2 位「気軽に参加できる雰囲気」
3 位「一緒に行く仲間がいる」
となっています。

5 施策の展開

５つの施策の展開

《 第１　自立した生活の実現 》

１．サービスの充実と質の向上

(1)障がい福祉サービスの充実に向けた取り組みの方向性

２．相談支援体制の向上

(1)相談支援体制の整備

(2)ケアマネジメントの充実・整備

３．雇用促進・就労支援の充実

(1)就労に向けた支援・就労後の支援

(2)就労機会の拡大

《 第２　安心して暮らすための体制の充実 》

１．保健福祉事業の充実

(1)各種手帳の交付及び各種割引制度の周知

(2)在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業

(3)知的障害者グループホーム体験ステイ事業

(4)給食サービス事業

(5)災害時要支援者台帳の登録

(6)緊急通報システム事業

(7)小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

２．療育・教育・医療の連携体制

(1)就学前・就学時・就学後の支援

３．地域生活支援事業の充実

《 第３　安心安全な移動支援 》

１．とみぱすの円滑な運営

２．交通弱者対策の推進

３．余暇活動の推進

《 第４　障がいに対する理解の推進 》

１．障がい者への理解促進

(1)障がいの理解促進

(2)障がい施設等からの優先調達

２．権利擁護の推進

(1)障がい者虐待の予防

３．安全・安心な暮らしの確保

(1)地域の防災対策の強化

(2)地域ぐるみの見守り体制の強化

《 第５　家族介護（養護）者支援の充実 》

１．家族介護者支援の充実

２．障がい者団体の充実

6 計画の策定体制

富谷市 障がい者施策推進協議会

学識経験者やサービス事業者、被保険者等の関係者で構成され、障がい者を支える取り組みをより一層推進することを目的に、計画を策定しました。

富谷市・黒川地域 自立支援協議会

富谷市・黒川郡内３町村で構成され、障がい福祉計画の進捗状況の点検・評価、課題の整理、事業の方策を検討しました。

障がい児を持つ保護者への ヒアリング調査

計画策定の基礎資料とするため、障がい者団体会員の障がい児を持つ保護者の方へ、地域とのかかわりに関することを中心にご意見をいただきました。

富谷市障がい者計画・ 障がい福祉計画実態把握調査

計画策定の基礎資料とするため、市内在住の障がい者の方を対象に郵送調査を実施しました。

インタビュー調査 （グループワークによる意見聴取）

計画策定の基礎資料とするため、富谷市障がい施策推進協議会において、「障がい児」「就職・就労」「地域生活」の３テーマについて課題を整理しました。

パブリック・コメントの 実施

計画の策定にあたり、より多くの市民の方よりご意見をいただくため、富谷市ホームページにおいて意見募集を行いました。

7 相談窓口

地域支援センターぱれっとよしおか 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

障がいがある方及びそのご家族の日常生活や福祉制度に関する相談をお受けしています。

住　所：大和町吉岡字南金谷下８−７
電　話：３４４−３６２０
ＦＡＸ：３４４−３５９５
休　日：土・日曜日、祝日、年末年始

障がい者相談支援窓口

地域福祉課内において相談支援事業所の専門員による障がい者相談支援窓口を開設します。

障がいのある人の福祉に関する、さまざまな問題について、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために、必要な援助も行います。

事業所：特定非営利活動法人
　　自閉症ピアリンクセンターここねっと
　　「ふれんず」
場　所：富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課内
電　話：３５８−３３９６
日　時：毎週　火・金曜日
　　８：３０〜１７：３０まで

◆発行年月：平成 30 年３月　◆編　集：富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課
◆〒981-3392　宮城県富谷市富谷坂松田 30
◆電　話：358-3294　◆ＦＡＸ：358-9915